

オルト-トルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)、三酸化ニアンチモンに関する 特定化学物質障害予防規則第39条に基づく特殊健康診断項目の一部の実施について

【 Q & A 】 (健康診断実施機関向け)

平 29・8・25(金)

神奈川県労働局 労働基準部 健康課

【オルト-トルイジン】

平 29・1・1～施行 関係通達：平 28・11・30 基発 1130 第 4 号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平29・1・1～改正	1次健診	2次健診
<p>オルト-トルイジン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 オルト-トルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 医師が必要と認める場合は、尿中のオルト-トルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルト-トルイジンの量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>
関係通達	(オルト-トルイジン) 平28・11・30 基発1130第4号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	

【3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)】

平 29・4・1～施行 関係通達：平 29・3・6 基発 0306 第 5 号 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

平29・4・1～改正	1次健診	2次健診
<p>3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA) (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 医師が必要と認める場合は、尿中の3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</p>
関係通達	(MOCA) 平29・3・6 基発0306第5号 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について	

【三酸化ニアンチモン】

平 29・6・1～施行 関係通達：平 29・5・19 基発 0519 第 6 号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

平29・6・1～改正	1次健診	2次健診
三酸化ニアンチモン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	<p>1 業業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>4 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>5 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査(尿中のアンチモンの量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</p>
関係通達	(三酸化ニアンチモン) 平29・5・19 基発0519第6号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について	

平成 29 年に入り特化則の改正等によって特殊健診が義務付けられた、又は健診項目の改正が行われた オルト-トルイジン、MOCA、三酸化ニアンチモン についてはいずれも「医師が必要と認めた場合」の「尿中の各物質の量の測定」が 1 次健診項目に加わったが、実はこの検査が可能な健診機関が、神奈川県内はもとより、東京を含む周辺地域でも存在しないことが判明している。

今のところ、尿中のオルト-トルイジン、MOCA、三酸化ニアンチモンの量の測定が間違いなく可能なのは

- ① 中災防 大阪労働衛生総合センター（分析測定室）
〔〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀 2-3-8 TEL 06(6448)3464〕
- ② 一般財団法人京都工場保健会衛生検査所
〔〒604-8472 京都市中京区西ノ京北壺井町 67 TEL 075(823)2591〕

だけ。

- 中災防 労働衛生調査分析センター
〔〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 8F TEL03(3452)3062〕

は「尿中アンチモン」以外の尿中物質測定が可能か・否かは不明。

との情報を得ている中、神奈川県労働局・健康課として、神奈川県健康管理機関連絡協議会に対し

- 1. 中災防と同様な ICP/MS 法が可能になるような検査機器の導入を要請する
- 2. 尿中物質の測定は部分的に中災防に外注する等の契約態勢の構築を依頼する

等、どのような要請を行えば良いのか。

平 29・8・22(火)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 産業保健支援室 産業保健係 回答

オルト-トルイジン、MOCA、三酸化ニアンチモンの尿中量測定については、1 次健康診断項目の「医師が必要と認める場合に実施する検査」の 1 項目だが、1 次健康診断項目の「医師が必要と認める場合に実施する検査項目」については、全てを行わなければならないという訳ではない。

例えば MOCA については、尿中の当該物質量が測定できない場合、尿沈渣検鏡又は尿細胞診〔パパニコ

ラ(パパニコロー)法]を代用として構わない。

なお、尿中量測定をどうしても実施したい場合、貴局の見解「2ℓ測定できる機関に検体を送って調べてもらえるよう当該機関と契約を締結」の通りとなる。

今後、各都道府県でこれら3物質の尿中測定ができるよう、各健診機関の理解の促進に努めて頂きたいと考えています。

以 上